

③訪問看護の医療報酬に係る費用

2026/6/1改正

項目	サービス1日当たりの料金		
	内容	体制	新 算定料
基本料金（1日につき）			
訪問看護基本療養Ⅰ 在宅患者訪問看護	週3日目まで	✓	5,550円
	週4日目以降 ◆末期の悪性腫瘍や神経難病など厚生労働大臣が定める疾病等、 特別訪問看護指示書が交付された場合を除く。	✓	6,550円
訪問看護基本療養Ⅱ 同一建物居住者訪問看護 （1日に3人以上の場合）	週3日目まで	✓	2,780円
	週4日目以降 ◆末期の悪性腫瘍や神経難病など厚生労働大臣が定める疾病等、 特別訪問看護指示書が交付された場合を除く。	✓	3,280円
加算項目（一日につき）			
難病等複数回訪問加算	1日に2回以上訪問した場合	同一建物2人以下	4,500円
		同一建物3人以上	4,000円
	1日に3回以上訪問した場合	同一建物2人以下	8,000円
		同一建物3人以上	7,200円
緊急時訪問看護加算	計画外の緊急訪問をした場合	✓	月14日目まで 2,650円 月15日目以降 2,000円
夜間・早朝訪問加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合	✓	2,100円
深夜訪問加算	深夜(22時～翌6時)に訪問した場合	✓	4,200円
訪問看護管理療養費	主治医と連携して計画的な管理を継続的に行なった場合 （月の初日）	✓	7,670円
	2日目以降		訪問看護管理療養費Ⅰ 3,000円
		✓	訪問看護管理療養費Ⅱ 2,500円
加算項目（一週間につき）			
複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士 作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人以下	4,500円
		同一建物3人以上	4,000円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円
		同一建物3人以上	3,400円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円
		同一建物3人以上	2,700円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物2人以下	3,000円
		同一建物3人以上	2,700円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物2人以下	6,000円
		同一建物3人以上	5,400円
	その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】1日3回以上	同一建物2人以下	10,000円
		同一建物3人以上	9,000円
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問を行った場合	✓	5,200円

加算項目（一月につき）			
特別管理加算	在宅酸素、在宅自己導尿、人工肛門・膀胱を設置している状態や真皮を越える褥瘡の状態の場合	✓	2,500円
	在宅悪性腫瘍・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態や気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	✓	5,000円
在宅患者連携指導加算	医療機関や薬局と情報共有し、利用者や家族に指導を行った場合	✓	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1月につき2回）	状態の悪化に伴い、医師や歯科医師、薬剤師、ケアマネージャーとカンファレンスを行い、共同で指導を行った場合	✓	2,000円
訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村等に情報提供書を提供した場合	✓	1,500円
24時間対応体制加算	緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合（事前同意）	✓	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 6,800円
			上記以外の場合
			6,520円
加算項目（都度加算）			
退院時共同指導加算	退院等にあたって、医師・看護師が共同して在宅療養生活の指導を行い。文書で指導内容を提供した場合に入院中1回（特別管理加算等対象の方2回まで）	✓	8,000円
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者に対して上記共同指導加算を算定する場合	✓	2,000円
退院支援指導加算	退院した日に療養上の指導を行った場合 ・厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合 ・上記以外の場合	✓	8,400円
			6,000円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門、人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合		2,500円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合		2,500円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引を行う【登録特定行為事業者】として登録している訪問介護事業所と連携し訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援		2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	厚生労働大臣が定める基準に適しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う	✓	2,000円
加算項目（その他）			
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した物を含む）または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用者で、ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合。	✓	在宅または特養で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない場合 25,000円
			在宅または特養で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定している場合 10,000円
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療（Ⅰ）の死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合		1,500円
ベースアップ評価料（Ⅰ）	訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定した場合	✓	780円

＊ ◆ 末期の悪性腫瘍や神経難病など厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示書が交付された場合を除く。
〈保険適用外料金〉

死後の処置料10,000円、事業地域外の交通費100円/km（いずれも税込）、衛生材料等実費